○経済産業省令第二十三号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成三十年経済産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令 （認定情報処理支援機関） **第二条**　経済産業大臣は、法第四十四条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］ 2　法第四十四条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。 （名称等の変更の届出） **第四条**　認定情報処理支援機関は、法第四十四条第四項の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。 2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、法第四十四条第四項の規定により届出すべき事項を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。	中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令 （認定情報処理支援機関） **第二条**　経済産業大臣は、法第三十八条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］ 2　法第三十八条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。 （名称等の変更の届出） **第四条**　認定情報処理支援機関は、法第三十八条第四項の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。 2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、法第三十八条第四項の規定により届出すべき事項を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

（軽微な変更）

第五条　法第四十四条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、連絡担当者の役職の変更とする。

（心身の故障により情報処理支援業務を適正に行うことができない者）

第六条　法第四十八条において読み替えて準用する法第三十三条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定の更新）

第八条　認定情報処理支援機関は、法第四十八条において読み替えて準用する法第三十四条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第二条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第四十四条第一項」とあるのは「第四十八条において準用する法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第九条　情報処理支援機関は、法第四十八条において読み替えて準用する法第三十五条の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2　第四条第二項の規定は、前項の届出に準用する。

（軽微な変更）

第五条　法第三十八条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、連絡担当者の役職の変更とする。

（心身の故障により情報処理支援業務を適正に行うことができない者）

第六条　法第四十二条において読み替えて準用する法第二十七条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定の更新）

第八条　認定情報処理支援機関は、法第四十二条において読み替えて準用する第二十八条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第二条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第三十八条第一項」とあるのは「第四十二条において準用する法第二十八条第二項において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第九条　情報処理支援機関は、法第四十二条において読み替えて準用する第二十九条の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2　第四条第二項の規定は、前項の届出に準用する。